

[事案 28-303] 高度障害年金支払請求

・平成 29 年 9 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

視力障害により高度障害状態になったことを理由に、高度障害年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 3 月に契約した収入保障保険にもとづき、高度障害年金を請求したところ、告知義務違反として契約を解除されたが、以下の理由により、高度障害年金を支払ってほしい。

- (1) 視力障害により、所定の高度障害状態（両眼の矯正視力が 0.02 以下で回復の見込みのないもの）になった。
- (2) 告知の際に、診査医に対して眼科を受診している旨を告げていた。診査医が告知書に記入しなかったのであり、また、診査医の悪筆のため告知書の写しを見ても記載内容が分からなかったから、保険会社側には過失がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、過去半年以内における複数回の眼科への受診歴について告知しなかったため、告知義務違反による契約解除と高度障害年金の不支払いの決定は適正である。
- (2) 申立人の視力障害は本契約の責任開始期前に発生しているため、仮に他の支払要件を満たしたとしても高度障害年金の支払対象とはならない。
- (3) 診査医は、告知の際に申立人から視力に関する申出はなかったと述べている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本契約の申込みの経緯や告知時のやり取りなど当時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反が認められるため、高度障害年金の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。